

塩野地区 人・農地プラン

別紙 1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	塩野地区（大字塩野）	令和2年10月1日	令和2年10月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	65.7	h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.6	h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	49.3	h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0	h a
（備考）		

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・塩野地区は農業者は50世帯。農業就業者が高齢化しており、今後、高齢化に伴う農業者数の減少により「農業の継続が困難」と思われる農業者が11名おり、このままでは39世帯となることが見込まれる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地中間管理機構や市、JAと連携し、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積する。
・農業の生産性を高めていくには、大規模経営などの担い手への農地の集積をしていく必要がある。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、39筆、2.5ヘクタールとなっている。

現状、農地の利用集積は担い手農家が個人レベルのため、地域全体での集積が進んでいない。

基盤整備への取組方針

基盤整備について、水田は整備ができているが、小区画で分散しているため、大規模経営を目指して整備していく必要がある。

新規・特産化作物の導入方針

- ・水田の大規模化を進める。
- ・ブドウへの転作も進んできているので、引き続き、推進する。
- ・ユーカリなどの花き類の導入も検討していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・鳥獣害防護柵の施設が老朽化している区間の早期の更新を実施する。
- ・集落内の水路の取入れ口の老朽が進んでいる区間の早期の更新を実施する。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として、新たに農道の整備に取り組むものとする。